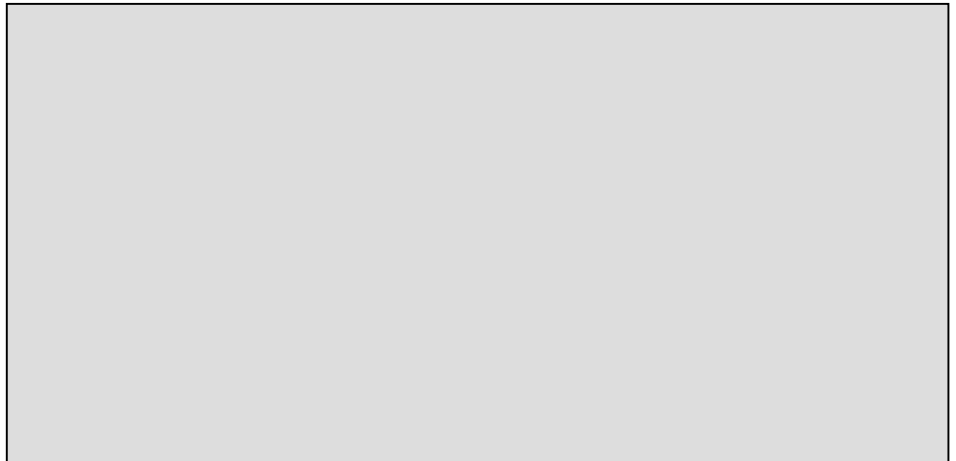


GREEN ENERGY NEWS



〈メイン・トピック〉

電力会社への「再」公開質問状：改めて問う、なぜ抽選するのか

（GEN代表 飯田哲也）

前報で報告したとおり、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（新エネ利用特措法）の施行後に一般電気事業者が公表した「新エネルギー」の購入条件に対して、GENとして公開質問を行った。このほどその回答が各電力会社から寄せられたが（詳細はGENのホームページ参照URL:<http://www.jca.apc.org/gen/>）、一見して明らかなように、当方の質問に対して、何も答えていないに等しい内容の回答であり、電力会社は自らの「公共的な責務」（「独占的な地位」であることから必然的に伴う社会的な責務）をほとんど放棄しているといってもよい。GENとしては、改めてすべての電力会社に公開質問を行う予定であるが、その前に論点を整理しておきたい。

「電気のみ」の価格に妥当性はあるか

質問の第1点は、すべての電力会社に共通して、「新エネルギー」の購入条件（とりわけ電気のみ）の算定根拠を問うものであった。これは、定量的な根拠の開示を求めるとともに、その背景にある「考え方」が妥当かどうかを検証することを目的としていた。

ところが各電力会社からは、示し合わせたかのように、何の定量的根拠も示さずに「火力発電の燃料費相当額」という「考え方」を示すという、ほぼ同じ回答が寄せられた。定量的根拠については、そもそも説明責任（アカウンタビリティ）の問題であり、改めて情報開示を求めていきたい。

電力会社の「考え方」の問題点

一方、電力会社の「考え方」が妥当かどうかは、より実質的な問題である。たしかに「火力発電の燃料費相当額」という「考え方」は、実際の電源運用を想定すると、一定の説得力があるように見える。しかしながら、他の場面で電力会社が「限界削減CO₂」に関して、「全電源平均のCO₂原単位」を主張していることとは、明らかに矛盾している。また、細かいことだが、たんに「燃料の購入価格」を指すとすれば、これも不当である。なぜなら、「新エネルギー電力」の購入によって節約できるのは、電力会社の一般管理費を加えた「燃料

購入に係る総費用」であるからだ。

また、報道によれば、公正取引委員会は、余剰電力市場において電力会社が独占的な地位にあることを認めており、「新エネルギー促進」の「国策」と考え合わせると、「火力発電の燃料費相当額」は、電力会社が最小限節約できる費用しか計上しておらず、「不当な低価格」に該当する疑いがある。

ベース電源価格を基準価格に

こうした議論の余地を見るだけでも、電力会社がどのような「考え方」に基づいて自然エネルギーからの電力の価格を決めるべきか、もう少し熟慮が必要である。「不当な低価格」でもなく、電力会社の株主の利益も損なわない「飯田試案」として、「ベース電源の平均価格から系統負荷費用を差し引いた価格」を提案したい。電力会社の都合とはほぼ無関係に系統に流れ込んでくる自然エネルギーからの電力は、需給調整力の観点から見れば、「キロワット価値のない電源」であり、「ベース電源」に他ならない。電力会社から予想される反論としては、風力発電や太陽光は出力が変動する断続的・間欠的な電源であり、「ベース電源としての価値もない」というものであるが、逆に、これらの電力が「ピーク時における供給力」を補っている場合もありうる。つまり、電力会社が自然エネルギー電力を

購入することによって、どのような位置づけの電力を回避できているのかは、立証不可能である。今のところ、電力会社が期待している「ベース電源」の供給力を変動させるほど大きな供給力ではないことも考え合わせれば、「ベース電源」を前提とすることが妥当なレベルといえるのではない。

ただし公平を期せば、風力発電や太陽光・小水力のような変動型の電力を系統連系することによって、電力会社が「出力調整のコスト」(アンシリャーコスト)を引き受けていることは、同時に指摘しておくべきであろう。つまり、ベース電源の平均価格から、適切なレベルの系統負荷費用を差し引いた価格が、「自然エネルギーの電気のみ」の価格として、現時点で社会的に合意しうるレベルではないか。

根拠なき「抽選」の問題点

ところで、東北電力が行った2,000kW未満の規模の風力発電プロジェクトに対する「抽選」は、前報のとおり、新エネ利用特措法の根幹に関わる重大な問題を孕んでいる。

改めて問題点を確認すると、第1に、「抽選により1万kWを募集する」としているが、東北電力が「新エネルギー等電気相当量」を購入しない風力発電に対して、購入量を制約することに正当性はない。同日に公表された東北電力の文書では、「風力発電については、系統への影響を勘案しながら受入れを行う必要があること」とされているが、「系統への影響」のうち、電圧変動などの局所的な影響は系統連系ガイドラインにより担保されるはずであり、系統全体におよぶ周波数変動については東京電力の系統と連動している東北電力の系統には、少なくとも当面の影響は考えられないはずである。

第2に、2,000kW未満というプロジェクトの規模の制約を設けることの問題である。これも、東北電力が「新エネルギー等電気相当量」を購入しない場合には、こうしたプロジェクト規模の制約を設けることはナンセンスであり、東北電力は系統連系協議により可能とされる規模を受け入れる必要がある。

すでにこうした問題点を指摘した上で、GENとしての公開質問を行ったにもかかわらず、東北電力からは、オウム返しのような回答が返ってきたにすぎず、公共政策の一端を担う主体として著しく無責任であるばかりか、東北電力およびその後抽選を実施した九州電力による導入制約と抽選という「制度化」は、自然エネルギーの導入を著しく阻害し、新制度の根幹を歪めることになることを、東北電力や九州電力は自ら強く認識すべきであろう。

< 参考情報 >

電力会社の対応と独占禁止法の関係について

1. 公正取引委員会が示した独占禁止法上の考え方「RPS制度開始に伴う一般廃棄物発電の余剰電力取引について」
(公正取引委員会ホームページ；
<http://www2.jftc.go.jp/pressrelease/03.august/03081801.pdf>)
2. 太陽光発電について独占禁止法に関わる市民団体の指摘
(太陽光発電普及協会ホームページ；
<http://www.asahi-net.or.jp/~ap8n-tn/sun/newinform/newinform.html>)

< トピック 2 >

系統連系についての建設的な議論がスタート：第一回系統連系研究会の報告

GENが主催する「系統連系研究会」の第1回会合が、7月11日に開催されました。これは5月14日の「新エネ利用特措法検証委員会」で、専門的・技術的なワーキンググループとして設置が決まったものです。

当日はNGO・自然エネルギー事業者・電力会社・省庁・研究者などから約30名が参加しました。初回ですので、異なる立場の参加者の間で情報共有をはかり議論の土台をつくることを主眼としました。まずはGENから趣旨説明を行った後、研究者・自然エネルギー事業者などから「系統連系に関する現状について改善すべきと考えている点」について、電力会社から風力発電に対する現状の系統連系の手続きなどについて、経済産業省から政府の検討状況について、

報告してもらいました。その後の議論では、系統の周波数変動、個別プロジェクトにおける風力などの自然エネルギー事業者と電力会社の交渉の中身(費用負担を含む)系統連系対策にかかる日本全体でのコストの総額、などが話題となりました。話し合いは、全体的に前向きで建設的な雰囲気で行われたと言って良いと思います。

次回会合(9月12日を予定)では、第1回での議論を踏まえ、個別の課題についてより突っ込んだ議論を行う予定です。なお、本研究会は専門家・関係者によって技術的・専門的な詰めた議論を行うため会議自体は非公開ですのでご理解下さい、当日配布資料と議事要旨はGENホームページに掲載しています。(畑)

<トピック3>

自然エネルギー促進議員連盟「RPS モニタリングチーム」の報告

自然エネルギー促進議員連盟は、「新エネ利用特措法」の成立以降、同法の実施状況を追うために「RPS法モニタリングチーム」を設置しています。7月には同チーム会合が4回開かれました(会合にはGENもオブザーバー参加しています)ので、状況を簡単に報告します。

7月4・8日 経済産業省資源エネルギー庁からのヒアリング

経産省の新エネルギー等電気利用推進室から、4月の新エネ利用特措法の施行後の状況について説明を受け、今年度の各電力会社の調整後基準利用量(義務量)の数字なども示されました。これに対して議連は追加の情報提供を求め、2回目に同省が答えました。その中で、「バイオマス発電」で認定済みの施設・183件のうち166件が廃棄物発電であることなどが明らかになりました。

7月11日 風力発電事業者からのヒアリング

日本風力発電協会・風力発電事業者懇話会から、

2002年度の導入量が2001年度より減ってしまった実情などが報告されました。ここ2~3年は電力会社がほとんど何もせずに達成できてしまう基準利用量の小ささが問題であり、基準利用量は法律でなく政省令の規定なので早急に見直すべきだという点で一致しました。

7月25日 電力会社からのヒアリング

東京電力・東北電力から、今年度の目標達成の見込みなど、新エネ利用特措法施行後の電力会社の対応状況が報告されました。風力発電をどれだけ電力系統に連系できるかについては、現在調査中であるとの答えにとどまりました。(畑)

<トピック4>

風力発電と国立公園

報道のとおり、環境省が国立公園における風力発電設置の基準等を検討するために、自然環境局国立公園課を窓口として「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する検討会」を設置し、私も委員の一人に選任されたため、ここに簡単に報告いたします。

設置目的は、環境省ホームページに掲載されている「設置要領」のとおり、国立・国定公園における風力発電施設の立地に検討対象を限定した上で、基本的考え方、風致景観及び自然環境等に及ぼす影響の評価、許可基準のあり方などを検討することとしている。これは、構造改革特区でつくば市(国定公園)や兵庫県南淡町(国立公園)から基準緩和申請があったことがきっかけだが、以前から各方面より検討が期待されており、また今後風力発電が飛躍的な普及拡大を目指す上で避けては通れない問題でもあることから、小規模の検討会とはいえ、注目を集めている。

内容面での詳細な議論は検討会を待って頂きたいが、あらかじめ論点および問題の構図を整理しておきたい。

まず、風力発電を開発する側の立証責任としては、国立(定)公園内の立地がどの程度の必要性に迫られているかを明らかにする必要がある。これは、たんに量的・面的に見て「目標値達成に必要」という理由だけでなく、国立(定)公園の現況と比較してもなお、軽微な影響で大きな効果(導入規模)が得られるとの見通しが必要だろう。ただし「現況」が今日の社会的

要請から見て「開発しすぎ」の可能性もあり、その場合はより軽微な影響に留めねばならない。

一方、国立(定)公園の基準も今日の社会的要請から見て妥当なのかという問い直しも、部分的には必要だろう。風車が自然環境に与える影響としては、景観と生物多様性(直接的には鳥類への影響)が議論の中心になると思われる。その「影響」を巡って、当初に国立(定)公園たらしめた価値観と、今日的な社会通念や合理性、そして予防原則などの新しい環境保全原則の3つを、どのように調和できるかという、少々難解な応用問題を考える必要がある。

具体的には、特別に保護をされている鳥類の営巣地域や飛来ルートは慎重に避けるべきであろうが、反対に「一羽の鳥も殺すべきではない」という考えは、他の人為事象による影響との比較(たとえば風車大国のデンマークでも、鳥の自動車衝突死は風車よりも2桁大きく、飼い猫による甚大な鳥類死も報告されている)において、あまりに非合理である。

また、合意形成、とりわけ地域社会の役割を再考する必要がある。ただし、今回の検討が地方自治体の構造改革特区の要請から来ていること、私のもとにも

その自治体から今回の検討会での「基準緩和要請」が来ていることなどを考え合わせると、たんに地方自治体に委ねるのではなく、地域住民や自然保護団体に対して真に開かれた合意形成プロセスを担保する必要がある。

そして最大の論点は、「環境」対「環境」という構図である。ただし細かく見ると、前者の「環境」

(自然環境保護)は、生命中心主義と一定の開発利用を容認する「保全主義」との価値対立を内包する。後者の「環境」(地球温暖化防止)も、環境と開発のいずれかに重心を置く価値対立があり、前者の「保全主義」と後者の環境重視の自然エネルギー派は、ほぼ重なる。そしてこれは、じつに長い歴史的な価値対立でもある。(飯田)

<トピック5>

自然エネルギー100%を目指す Aeroe 島での調査を通じて感じたこと

- 自然エネルギー vs 省エネルギー? -

この島で一昨年、高さ100mの風車(2002年末から操業)の導入を巡り、景観上等の理由から地元での賛否が分かれました。反対者側は、省エネルギーによって景観を乱すことなく相当量のエネルギーが賄う計画を提案しましたが、財政的な支援を獲得できず棚上げされました。

この省エネルギー計画の策定にあたり、技術的手助けをしたヨアン・ノルゴーさん(『エネルギーと私たちの社会-デンマークに学ぶ成熟社会』著者)は次のように言います。「新しく自然エネルギーを導入するよりも、省エネルギーの方が環境的経済的に望ましい。景観をめぐる対立も生まれにくい。しかし、現在の人々の選好は自然エネルギーを導入するほうにある。自然エネルギーは手段に過ぎない。エネルギー消費を変えずに自然エネルギーを進めても、本質的な社会の変化はおこらない」。自然エネルギーは、省エネルギーと

両輪となる必要性を改めて感じました。



(参考: VE-Organisation Aro Website: www.aeroe-ve.dk)

(インターン: 笹川桃代(デンマーク訪問中))

GEN 共催イベントのお知らせ

市民共同発電所全国フォーラム 2003
~ 拡げよう進めよう! 自然エネルギー ~

日時: 9月15日(月・祝) 9:00~17:00
場所: 滋賀大学彦根キャンパス(滋賀県彦根市)
主催: 市民共同発電所関西連絡会議ほか
資料代(参加費): 3500円、学生2000円
プログラム:

- 全体会1(9:00~12:00)
サステナブル・ソサエティーとエネルギー
- 全体会2(13:30~15:00)
グリーン電力政策を巡る新たな動き
- 分科会(15:15~17:00)
1: 市民共同発電所設立の経験交流
2: 市民と行政、企業とのパートナーシップにもとづく事業推進のあり方

申し込み・問合せ: 滋賀大学彦根地区生活協同組合
TEL: 0749-24-3256

編集後記

今回はGENのニュースレターを初めて担当させていただきました。事務所の先輩方にご指導いただきながらの編集作業は、いろいろと勉強になることが多かったです。これからも頑張っていきますので、皆様、GENへの変わらぬご支援をどうかよろしく願い申し上げます。(中尾)

Green Energy News vol.19 (2003/9/1)

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク(GEN)

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-21 戸田ビル4F
TEL: 03-5366-1186 FAX: 03-3358-5359

E-mail: gen@jca.apc.org

URL: <http://www.jca.org/~gen/>

当ニュースレターはGENの会員の皆様に隔月でお送りしています。GENでは活動をサポートしてくれる会員を募集しています。

会員期限は会費納入日から1年間です。期限はこのニュースレターの宛名の下に記載されています。